

水道法の一部改正に伴い

指定給水装置工事事業者制度の更新制 が導入されました。

令和元年10月1日施行

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年)
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年)
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年)

南砺市の町村合併時に、当市の指定を受けられた事業者様はこちらの期間です。

●**更新手数料として 10,000円**が必要となります

※更新の手続きをせず、有効期限を過ぎてしまった場合指定の効力を失いますので、新規に手続きが必要です。

対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、郵便にて通知します。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事業業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事業業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

※届出内容に変更があった場合

事業所の名称や所在地、役員等に変更があったとき、又は事業の廃止・休止・再開したときは必ず届け出してください。

◇更新申請についてのお問い合わせは
南砺市上下水道課 TEL:0763-23-2023